



国近整計管第84号

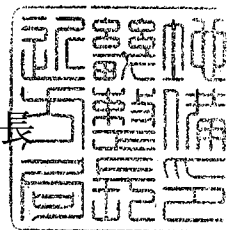
平成28年9月6日

大阪市

上記代表者 大阪市長 殿

国土交通省

近畿地方整備局長



(仮称)淀川左岸線延伸部(大阪都市計画道路 1・
2・11大阪門真線、1・3・12大阪門真線)に
係る環境影響評価書に係る意見について(送付)

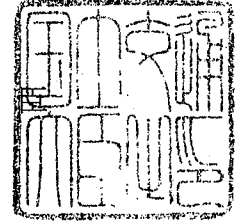
標記について、環境影響評価法第40条第2項の規定により読み
替えて適用される同法第24条の規定に基づき、国土交通大臣より
意見の送付があったので、送付する。



国道経第60号
平成28年9月6日

大阪市長 殿

国土交通大



(仮称) 淀川左岸線延伸部 (大阪都市計画道路 1
・2・11 大阪門真線、1・3・12 大阪門真線)
に係る環境影響評価書に対する意見について

平成28年6月17日付け大都計第138号で送付のあった
標記について、環境影響評価法第40条第2項の規定により読
み替えて適用される同法第24条に基づき、別添1のとおり意
見を述べる。

なお、同法第23条に基づく環境大臣意見を別添2のとおり
参考送付する。

(仮称) 淀川左岸線延伸部の環境影響評価書に係る国土交通大臣意見

事業の実施に当たっては、周辺環境の保全との両立を図る観点から、以下の国土交通大臣意見を述べる。

1. 総論

(1) 調査・予測・評価の再実施

本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されていないため、本事業の実施までに交通の状況や希少な動植物の生息・生育状況等について変化する可能性がある。このため、本事業の工事着手前に工事中及び供用後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかつた変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測・評価する項目を再検討した上で、その結果を踏まえ、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。

(2) 環境保全措置の具体化

今後、事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、環境保全措置の具体化に当たり、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。加えて、(1)の調査・予測・評価を再実施した場合には、その内容を環境保全措置に反映すること。

(3) 事業者への適切な引継ぎ

現時点での本事業者は予定とされているため、今後、本事業者が変更される場合は、変更後の事業者による十全な環境保全措置の実施がなされるよう、本事業の環境影響評価に係る資料等の知見を適切に引継ぐこと。

(4) 周辺計画との工事影響の低減

対象事業実施区域の周辺で計画されている「寝屋川北部地下河川事業」、「淀川左岸線Ⅱ期工事」等について、本事業と工事期間が重複する場合は、当該周辺計画に係る工事内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに本事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じ、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響を低減すること。

(5) 地域住民等への丁寧な説明

本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。

2. 各論

(1) 大気質

対象事業実施区域及びその周辺は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）に基づく対策地域とされており、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準を達成していない。また、微小粒子状物質（PM2.5）の移動発生源対策の短期的課題として自動車の粒子状物質対策があげられている。このため、粒子状物質対策の実施に当たっては、微小粒子状物質（PM2.5）を含む粒子状物質の低減に係る今後の技術開発の状況を踏まえ、換気塔の除塵装置の選定を含め、周辺の粒子状物質の環境状況等に応じ、できる限り、より良い技術を導入すること。

(2) 騒音

① 自動車の走行による騒音

本事業の対象道路に設置する遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間、種類、設計とすること。また、対象道路以外の周辺道路においては、他の道路管理者及び関係機関が、供用後に本事業者と連携して把握する当該路線周辺の騒音の状況や交通量を踏まえ、環境保全対策を適切に講ずることにより、環境基準の達成が図られるよう、本事業者として、適切に連携及び調整を図ること。

② 建設機械の稼働による騒音

建設機械の稼働に伴う騒音については、住居地域に近接して工事が行われることから、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音の状況及びその遮音効果を確認し、その状況に応じ、騒音影響を低減するための適切な措置を講ずること。

(3) 水環境及び土壌環境

① トンネルの掘削及び地下構造物の設置による地下水及び地盤等への影響

本事業は、帯水層が分布する地層をトンネル掘削すること、また地下水位及び軟弱地盤の分布域及びその付近に地下構造物を設置することから、地下水位の低下及びそれに伴う地盤沈下並びに地下水質等へ影響を及ぼすおそれがあるため、次の(i)及び(ii)をはじめとする取組を実施し、当該影響を回避又は極力低減すること。

(i) シールド工法によるトンネル掘削区間及びトンネル立坑部等は、密閉型シールドや地中連続壁の採用など、止水性の高い施工とすること。また、薬液注入工法については、当該工法による地盤改良の必要性を慎重に検討することとし、その必要性に応じ採用する場合は、地盤及び地下水の状況を踏まえた適切な設計及び施工とし、排液及び排水は適切に処理するとともに、地下水質等の環境監視を行い、薬液注入工法による建設工事の施工

に関する暫定指針（建設省官技発第 160 号昭和 49 年 7 月 10 日）に基づく水質基準に適合していない場合又はそのおそれのある場合は、直ちに工事を中断し、必要な措置を講ずること。

(ii) 地下水流動保全工法については、現時点で具体的な施工方法が未定のため、工事による土地の改変前の調査及び三次元浸透流解析等の結果を踏まえ、構造物の設計並びに施工、維持管理及び機能回復の方法を決定すること。また、当該工法の効果を確認又は検証するため、工事着手前から施工後の下流側への地下水供給量が安定するまでの間、地下水位及び地盤沈下の環境監視を行い、当該工法の効果が確認されない場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、施工計画の見直しを含む必要な措置を講ずること。さらに、施工後は、適切な維持管理及び機能回復を行い、当該工法の機能及び効果が恒久的に維持されるよう努めること。

② 汚染土壌及び地下水の拡散による土壌及び地下水等への影響

本事業は、土壌及び地下水等汚染が確認されている区域及びその周辺の改変により、汚染物質の拡散による土壌及び地下水等へ影響を及ぼすおそれがあるため、次の (i) 及び (ii) をはじめとする取組を実施し、当該影響を回避又は極力低減すること。

(i) 汚染土壌については、工事着手による土地の改変前に実施する汚染の分布状況及び範囲を把握する調査結果を踏まえ、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づき関係機関との協議を行い、その状況に応じて適切な管理及び処理を行うこと。

汚染地下水については、対象事業実施区域内において、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準に適合しない地下水が確認された場合は、拡散防止に努めること。また、工事中は地下水質等の環境監視を行い、拡散が確認された場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、当該工事が原因と判断された場合には、工事中断を含む必要な措置を講ずること。

(ii) 上記② (i) において、汚染地下水の遮蔽等による汚染地下水の拡散防止措置を講ずる場合は、地下水流動が阻害されないよう、構造物の設計等において考慮すること。また、汚染地下水の拡散や濃縮による変化を含め、地下水へ影響を及ぼすおそれがある場合、汚染の状況や程度、下流側の状況、帯水層の状況を踏まえて、関係機関との協議を行い、その状況に応じて効果的な措置を検討すること。

(4) 廃棄物等

① 建設汚泥及び建設発生土等の発生抑制

トンネル掘削等に伴い発生する大量の建設汚泥及び建設発生土等については、今後、工法等の検討に当たり発生量を最大限抑制するよう努めること。

② 廃棄物の再生利用及び適正処理の推進

建設汚泥等廃棄物については、再生利用を図るとともに、工事着手までに、できる限り、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物を適正に処理すること。

③ 建設発生土の現場利用の推進及び適切な管理

建設発生土については、現場利用を推進すること。建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺的生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適正な管理が図られるよう、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 温室効果ガス等について

工事中の排出削減対策及び省エネ設備の導入等による供用時の温室効果ガスの排出低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。

また、都市計画決定権者である大阪府及び大阪市においては、本事業に係る都市計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。

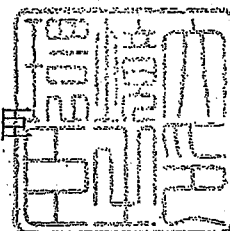
以上の内容を補正後の評価書に適切に記載すること。

環政評発第 1608091 号

平成 28 年 8 月 9 日

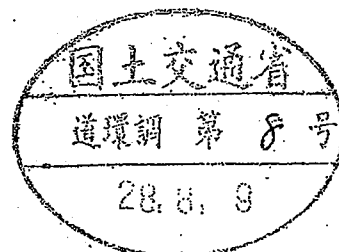
国土交通大臣 殿

環境大臣



(仮称) 淀川左岸線延伸部 (東部大阪都市計画道路
1・2・209-2 大阪門真線、1・4・223-2
大阪門真線) (大阪都市計画道路 1・2・11 大
阪門真線、1・3・12 大阪門真線) に係る環境影響
評価書の送付について (回答)

平成28年6月27日付け国道環調第16号をもって意見を求められた標記
の件については、環境影響評価法第23条の規定に基づき、別紙のとおり
意見を述べる。



(仮称) 淀川左岸線延伸部に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見

(仮称) 淀川左岸線延伸部は、国土交通省近畿地方整備局(以下「本事業者」という。)が、大阪府大阪市北区から門真市に至る延長約8.7kmの自動車専用道路を建設する事業(以下「本事業」という。)である。

対象事業実施区域及びその周辺は、市街地が形成されている。また、本事業の道路構造は、大部分が地下式のトンネル構造であり、その一部は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成12年法律第87号)に基づく大深度地下を使用する計画である。このため、主にトンネルの掘削及び地下構造物の設置に伴う水環境、土壌環境及び廃棄物等の発生による周辺環境並びに自動車の走行に伴う大気環境等へ影響を及ぼすおそれがある。

このため、本事業の実施に当たって、環境への影響が最小限となるよう、次の措置を適切に講ずることが必要である。

1. 総論

(1) 調査・予測・評価の再実施

本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されていないため、本事業の実施までに交通の状況や希少な動植物の生息・生育状況等について変化する可能性がある。このため、本事業の工事着手前に工事中及び供用後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測・評価する項目を再検討した上で、その結果を踏まえ、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。

(2) 環境保全措置の具体化

今後、事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、環境保全措置の具体化に当たり、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。加えて、(1)の調査・予測・評価を再実施した場合には、その内容を環境保全措置に反映すること。

(3) 事業者への適切な引継ぎ

現時点での本事業者は予定とされているため、今後、本事業者が変更される場合は、変更後の事業者による十全な環境保全措置の実施がなされるよう、本事業の環境影響評価に係る資料等の知見を適切に引継ぐこと。

(4) 周辺計画との工事影響の低減

対象事業実施区域の周辺で計画されている「寝屋川北部地下河川事業」、「淀川左岸線Ⅱ期工事」等について、本事業と工事期間が重複する場合は、当該周辺計画に係る工事内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに本事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じ、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を

講ずることにより、周辺環境への影響を低減すること。

(5) 地域住民等への丁寧な説明

本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。

2. 各論

(1) 大気質

対象事業実施区域及びその周辺は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）に基づく対策地域とされており、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準を達成していない。また、微小粒子状物質（PM2.5）の移動発生源対策の短期的課題として自動車の粒子状物質対策があげられている。このため、粒子状物質対策の実施に当たっては、微小粒子状物質（PM2.5）を含む粒子状物質の低減に係る今後の技術開発の状況を踏まえ、換気塔の除塵装置の選定を含め、周辺の粒子状物質の環境状況等に応じ、できる限り、より良い技術を導入すること。

(2) 騒音

① 自動車の走行による騒音

本事業の対象道路に設置する遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間、種類、設計とすること。また、対象道路以外の周辺道路においては、他の道路管理者及び関係機関が、供用後に本事業者と連携して把握する当該路線周辺の騒音の状況や交通量を踏まえ、環境保全対策を適切に講ずることにより、環境基準の達成が図られるよう、本事業者として、適切に連携及び調整を図ること。

② 建設機械の稼働による騒音

建設機械の稼働に伴う騒音については、住居地域に近接して工事が行われることから、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音の状況及びその遮音効果を確認し、その状況に応じ、騒音影響を低減するための適切な措置を講ずること。

(3) 水環境及び土壌環境

① トンネルの掘削及び地下構造物の設置による地下水及び地盤等への影響

本事業は、帯水層が分布する地層をトンネル掘削すること、また地下水位及び軟弱地盤の分布域及びその付近に地下構造物を設置することから、地下水位の低下及びそれに伴う地盤沈下並びに地下水質等へ影響を及ぼすおそれがあるため、次の(i)及び(ii)をはじめとする取組を実施し、当該影響を回避又は極力低減すること。

(i) シールド工法によるトンネル掘削区間及びトンネル立坑部等は、密閉型シールドや地中連続壁の採用など、止水性の高い施工とすること。また、薬液注入工法については、当該工法による地盤改良の必要性を慎重に検討することとし、その必要性

に応じ採用する場合は、地盤及び地下水の状況を踏まえた適切な設計及び施工とし、排液及び排水は適切に処理するとともに、地下水質等の環境監視を行い、薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（建設省官技発第160号昭和49年7月10日）に基づく水質基準に適合していない場合又はそのおそれのある場合は、直ちに工事を中断し、必要な措置を講ずること。

(ii) 地下水流動保全工法については、現時点で具体的な施工方法が未定のため、工事による土地の改変前の調査及び三次元浸透流解析等の結果を踏まえ、構造物の設計並びに施工、維持管理及び機能回復の方法を決定すること。また、当該工法の効果を確認又は検証するため、工事着手前から施工後の下流側への地下水供給量が安定するまでの間、地下水位及び地盤沈下の環境監視を行い、当該工法の効果が確認されない場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、施工計画の見直しを含む必要な措置を講ずること。さらに、施工後は、適切な維持管理及び機能回復を行い、当該工法の機能及び効果が恒久的に維持されるよう努めること。

② 汚染土壌及び地下水の拡散による土壌及び地下水等への影響

本事業は、土壌及び地下水等汚染が確認されている区域及びその周辺の改変により、汚染物質の拡散による土壌及び地下水等へ影響を及ぼすおそれがあるため、次の(i)及び(ii)をはじめとする取組を実施し、当該影響を回避又は極力低減すること。

(i) 汚染土壌については、工事着手による土地の改変前に実施する汚染の分布状況及び範囲を把握する調査結果を踏まえ、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき関係機関との協議を行い、その状況に応じて適切な管理及び処理を行うこと。

汚染地下水については、対象事業実施区域内において、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準に適合しない地下水が確認された場合は、拡散防止に努めること。また、工事中は地下水質等の環境監視を行い、拡散が確認された場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、当該工事が原因と判断された場合には、工事中断を含む必要な措置を講ずること。

(ii) 上記②(i)において、汚染地下水の遮蔽等による汚染地下水の拡散防止措置を講ずる場合は、地下水流動が阻害されないよう、構造物の設計等において考慮すること。また、汚染地下水の拡散や濃縮による変化を含め、地下水へ影響を及ぼすおそれがある場合、汚染の状況や程度、下流側の状況、帯水層の状況を踏まえて、関係機関との協議を行い、その状況に応じて効果的な措置を検討すること。

(4) 廃棄物等

① 建設汚泥及び建設発生土等の発生抑制

トンネル掘削等に伴い発生する大量の建設汚泥及び建設発生土等については、今後、工法等の検討に当たり発生量を最大限抑制するよう努めること。

② 廃棄物の再生利用及び適正処理の推進

建設汚泥等廃棄物については、再生利用を図るとともに、工事着手までに、できる限り、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物の処理及

び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物を適正に処理すること。

③ 建設発生土の現場利用の推進及び適切な管理

建設発生土については、現場利用を推進すること。建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺的生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適正な管理が図られるよう、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 温室効果ガス等について

工事中の排出削減対策及び省エネ設備の導入等による供用時の温室効果ガスの排出低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。

また、都市計画決定権者である大阪府及び大阪市においては、本事業に係る都市計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。

以上の内容を補正後の評価書に適切に記載すること。